

夜間対応型訪問介護 運営規程

社会福祉法人 神戸老人ホーム 住吉夜間対応型訪問介護センター

(事業の目的)

第1条 要介護状態になった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることが出来るようになるための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の維持回復を目指す。

(運営方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることが出来るように努める。

2 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	常勤	非常勤	常勤換算
1 管理者	1名		1名
2 面接相談員	1名		1名
3 オペレーター	10名		1.0名
4 訪問介護員	10名	25名	1.1名

- (1) 管理者
管理者は、当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。また、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。
- (2) 面接相談員
面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置する。
- (3) オペレーター
オペレーターは、利用者からの通報を受け、訪問の要否等の必要性を判断する。
- (4) 訪問介護員
訪問介護員は、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(定期巡回サービス)及び、随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、利用者の居宅に訪問して行う日常生活上の世話(随時訪問サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 ... 年中無休
- ② 営業時間 ... 18:00～8:00

(夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護を提供した際の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定定期巡

回・随時対応型訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

●サービス内容

- ① 「定期巡回サービス」
- ② 「随時訪問サービス」

●利用料の額

介護報酬の告示上の額

●その他の費用

通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車(原付含)を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する

- ① 事業所の実施地域を超える地点から、片道5km未満 200円
- ② 事業所の実施地域を超える地点から、片道5km以上 300円

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、神戸市東灘区とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師または救急医療機関等への連絡対応の措置を講ずるとともに、管理者へ報告する。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第8条 合鍵の管理場所・管理については、預り書を交わし、厳重かつ細心の注意で取り扱う。また、ご利用者様・ご家族様等の希望により協議の上、キーボックスを設置する。万が一紛失した場合は、直ちに管理者に報告し、ご利用者様・ご家族様と協議の上、当法人負担により鍵の交換設置を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 その他運営に関する重要事項は以下のとおり。

- ① 「苦情処理」
別紙重要事項説明書に定める通り、苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決責任者を定め、対応する。
- ② 「記録の整備」
ご利用者様に提供したサービスについては記録を作成し、5年間保管する。
- ③ 「守秘義務」
当事業所従事者は、業務上知り得たご利用者様、ご家族様の情報を第三者に漏洩しない。
- ④ 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めるものとする。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの一員として、要介護者への支援のためにネットワーク作りに協力するものとする。
- ⑥ 「その他」
この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人神戸老人ホーム(法人・開設者)と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。